

高梁市での新婚生活を応援します

対象者 次の条件に当てはまる人

①令和4年1月1日から令和5年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された39歳以下の夫婦

②前年度の世帯所得が400万円未満の世帯(申請時、無職の場合は別途要件あり)

※ただし、交付申請日において本市に住民登録をし、5年以上定住する意思を持ち、かつ市税などを完納していること

助成対象期間 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った費用

助成対象費用 ①引越し費用 ②賃貸住宅の家賃など ③住宅の改修費用 ④住宅の取得費用

補助上限額 29歳以下の場合60万円、30歳以上39歳未満の場合は30万円

※申請手続きなどについて詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。

問 住もうよ高梁推進課

☎ 21・0282



おかやま縁むすびネット 特設会場を開設

県は、利用者の希望に沿った出会いの機会を提供する結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運用しています。

おかやま縁むすびネットは会員制で、利用するには登録が必要です。通常は「おかやま出会い・結婚サポートセンター」(岡山市、倉敷市、津山市)で受け付けていますが、次の日時に市内で手続きを行うことができますのでご利用ください。(要予約)

日時 12月4日(日)午前10時30分～午後4時15分

場所 高梁市文化交流館講座室 2・3

申し込み おかやま出会い・結婚サポートセンター(☎086・236・0802)へ電話で予約してください。

問 住もうよ高梁推進課

☎ 21・0282



「女性の人権ホットライン」強化週間

岡山地方事務局と岡山県人権擁護委員連合会では、11月18日(金)～24日(木)を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間としています。

夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性を巡るさまざまな人権問題についてご相談ください。

日時 月～金曜日の午前8時30分～午後7時/土・日曜日、祝休日の午前10時～午後5時

相談担当者 法務局職員および人権擁護委員

「女性の人権ホットライン」電話番号 0570・070・810 (相談は無料で秘密は守ります)

問 岡山県地方事務局高梁支局 ☎ 22・2318

事業主は労働保険に加入しましょう

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です。

事業主は、労働者(パート、アルバイトを含む)を1人でも雇用

していれば労働保険に加入する必要があります。労働保険の加入は事業主の責任と義務です。加入手続きをしていない事業主はこの機会に加入をお願いします。

労働保険 労災保険と雇用保険を総称した強制保険制度

労災保険 労働者が業務中や通勤途上で事故にあった場合に必要

な保険給付を行い、被災した人やその家族の生活を保護し、社会復帰を促進する事業を行うための保険制度

雇用保険 労働者が失業した場合に失業手当などを給付したり、再就職を促進する事業を行うための保険制度

※新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別にその都度ハローワークに「雇用保険被保険者取得届」の提出が必要です。

なお、労働保険関係の事務処理を代行して行う労働保険事務組合制度がありますのでご利用ください。

問 ハローワーク高梁 ☎ 22・2291